

適切な意思決定支援に関する指針

当院は、患者さん及びご家族が適切な意思決定をすることができるように、以下のように指針を定めます。

1. 医師等の医療従事者から、現状、医療行為等の選択肢、今後の予測などの適切な情報提供を行います。
2. 医療・ケアを受ける患者さん及びご家族が、医療従事者と十分話し合いを行えるようにします。
3. 患者さんの意志を最優先とし、ご家族や医療従事者が納得できる意思決定となることを目標とします。
4. 意志は変化しうるものであることを踏まえ、患者さんやご家族との話し合いが繰り返し行われるようにします。
5. 話し合いの内容は、都度診療録に記録し、医療従事者と情報共有を行います。
6. 人生の終末段階における医療提供の開始、変更、中止等は、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
7. 患者さんの意思確認ができない場合は、以下の手順によって、患者さんにとっての最善の方針を決定します。
 - ① ご家族が患者さんの意志を推定できる場合は、その推定意志を尊重します。
 - ② ご家族が患者さんの意志を推定できない場合は、患者さんに代わる者としてご家族と十分に話し合います。
 - ③ ご家族がいない場合およびご家族が判断を当院に委ねる場合は、当院の各種チームや多職種で関わりながら十分に話し合います。
8. 話し合いの中で、意見がまとまらない場合や合意が得られない場合は、倫理委員会等にて検討の上、方針等についての助言を得ます。

令和6年6月1日
KKR 高松病院